

公募公告

環境ふくい推進協議会が実施する省エネ活動推進事業の業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

環境ふくい推進協議会 会長 吉田 真士

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務の名称
省エネ活動推進事業
- (2) 業務の内容
省エネ活動推進事業企画提案公募要領を参照
- (3) 委託上限額
28,004,000円（消費税および地方消費税を含む）

2 企画提案に応募する者に必要な資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 県内に事業所を有していること。
- (2) 企画提案書の提出日において、福井県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 参加申込書の提出期限

令和8年3月5日（木）17時まで

4 提案に必要な資料の提出期限

令和8年3月18日（水）17時まで

5 受託者の選定・契約等

企画提案公募要領を参照

6 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

環境ふくい推進協議会事務局（福井県エネルギー環境部環境政策課内）

電 話 0776-20-0301（直通）

FAX 0776-20-0734

（土・日・祝日を除く9時から17時まで）

電子メール kankyou@pref.fukui.lg.jp